

駒場地区キャンパス再開発・利用計画要綱

平成5年12月14日

(評議会承認)

平成15年3月18日改正

(評議会承認)

趣旨

本要綱は、「東京大学キャンパス計画の概要」(平成4年6月9日評議会採択、平成15年3月18日追加評議会採択)の趣旨に則り、駒場地区キャンパスを再開発・整備し、学問の質的・量的発展に対応した教育研究活動の展開を可能にする良好な環境を作り出していくためのマスタープランを定めるものである。

理念

「東京大学キャンパス計画の概要」では、駒場地区キャンパスは、異質な教育研究組織が、それぞれの固有性を保ちつつ、相互の知的協働作用および社会との広範かつ多様な交流を通じて、前期課程教育の新たな展開と高等研究の活性化を図るとともに、「開かれた大学」の理念を具現する場とするものとされている。

これを具体化するために、駒場キャンパスには、教養学部、総合文化研究科および数理工学研究科を配置し、全学の前期課程教育と総合文化領域および数理工学領域における高度の教育研究との相互の知的協働作用、ならびに新たなプレゼンテーション機構による市民社会との文化的交流を通じて、創造的なキャンパスライフの創生と社会への総合的文化の発信を行う。

駒場キャンパスには、生産技術研究所および先端科学技術研究センターを配置し、それぞれ独自の使命を有する両組織間の知的協働作用と、民間や諸外国との共同研究を含む社会との高水準の相互交流とを通じて、それぞれの学問の新たな展開と活性化を図るとともに、研究成果に基づく情報発信とその社会還元により社会貢献を推進する。

これに加え、駒場キャンパスにおける前期課程教育と駒場キャンパスにおける総合工学研究および先端科学技術研究との相互交流により、東京大学がめざす前期課程教育の新たな展開と高等研究の活性化を図る。また、両キャンパスを通じて、「外へ向けての空間」を設けることにより、「開かれた大学」の理念を具現する。

再開発・利用計画

駒場地区キャンパスは、全体として上記理念の具現を目標とするものであるが、駒場キャンパスと駒場キャンパスそれぞれに配置される組織の性格の差異、および、前者では既存施設の段階的更新・整備が主となるのに対し、後者では部局の全面移転を伴う大規模な再開発を必要とするという事情の違いがあるため、両キャンパスそれぞれにつき、以下のとおり再開発・利用計画を定めることとする。

A．駒場 キャンパス

1．目標

1) 最先端の教育研究施設の整備

教育・研究の高度化に対応した最先端の施設・設備を擁する最適の大学キャンパスを実現する。

2) 「開かれた大学」の理念の具体化

都市の一部としての大学の存在意義を認識し渋谷の文化ゾーンに隣接するという駒場 キャンパスの特性を活かして、学生・教職員の福利厚生を図りつつ、一般社会の文化的関心に大学として適切に応えるため、必要な整備を行う。

3) 恵まれた自然環境の活用

武蔵野の面影を残す林、清涼な湧き水など恵まれた自然環境を最大限活用するとともに、この自然環境を基にして外部空間の骨格の整備を図る。

4) 合理的更新システムの確立

アカデミック・プランの将来の発展に伴い必要となる施設計画の実現を可能とする建築面積の余裕を確保するとともに、教育研究活動を支障なく継続しつつ、必要に応じて絶えず施設の更新を可能とするシステムを確立する。

2．方法

1) キャンパスのフレームワークの確立

キャンパス内の建物の位置に統合的な秩序を与え、かつ新たな外部空間を創出するための骨格として、附图A - 1のとおり、現行の銀杏並木を敷地東端の池まで延長する主軸とそれに直交して時計台の両端を通る副軸を設定する。

2) 保存外壁の指定

歴史的にキャンパスの中心的な外部空間を構成し、かつ、建築的に優れた建物外壁を、附图A - 2のとおり指定し、その外形と配置を保存する。

3) 公共空地の指定

恵まれた自然環境を活かしつつ、研究教育に潤いを与え、また、スポーツ科学の推進や適切な福利厚生環境の維持・充実を可能とするため、附图A - 2のとおり、公共空地を指定し、次の区分に従って保存ないし整備を行う。

a) 保存空地

貴重な自然環境および歴史的景観を構想しているものを「保存空地」とし、原則として、これを保存する。ただし、その趣旨に反しない限り、必要な整備を行うことを妨げるものではない。

b) 整備空地

他に適当な空間が確保されるならば転用することが可能なものを「整備空地」とし、目的に沿った整備を随時行う。

4) 緑道の設定

緑の潤いを日常的に享受できるようにするため、附图A - 2のとおり、公共空地や公共施設を結ぶ緑道を設定する。

5) CENTER FOR CREATIVE CAMPUS LIFE の設置

東部地区は、前記1の2)の趣旨に基づき、「CENTER FOR CREATIVE CAMPUS LIFE」として、学外の文化的関心にも応えつつ、学内の学生・教職員の福利厚生を図るための各種の施設を配置する(附图A - 2)。

6) 利用密度による地区区分

恵まれた自然環境を最大限に享受しつつ、キャンパス全体の秩序ある整備を進めるため、附图A - 3のとおり、キャンパス内各地域の特性に応じ、当面、次の4種の地区を区分し、その各々につき、容積率を指定する。

a) スポーツ空地地区

スポーツ科学、健康増進、運動会活動等のため、陸上競技グラウンド、ラグビー場、野球場、テニスコート等とその関連施設を配置する地域。容積率は、数%とする。

b) 低密度利用地区

歴史的景観を保存すべき地域と運動施設・文化施設を中心とする地域。容積率はおよそ50%以下とする。

c) 中密度利用地区

教育研究施設および事務施設が主に所在する地域のうち、d)の高密度利用地区を除く地域。容積率はおよそ200%以下とする。

d) 高密度利用地区

教育研究施設および事務施設が主に所在する地域のうち、高密度化を推進する地域。容積率はおよそ350%以下とする。

3. 全体構想

1) 全体の配置

2の方法に基づき、キャンパス全体を構想すると、附图A - 4のとおりとなる。

2) 計画限界面積

第2項6)の地区別容積率を基に算定すると、駒場 キャンパスにおいて建築し得る建物の延床面積の限界値(計画限界面積)は、およそ236,400㎡(容積率約93%)となる。

3) 実行最大面積

計画限界面積から建物の更新を常に可能とする余裕分の留保面積35,500㎡(計画限界面積の15%)を差し引き、実際に利用可能な延床面積の最大値(実行最大面積)をおよそ200,900㎡(容積率79%)とする。

B. 駒場 キャンパス

1. 目標

1) 高度で先端的な研究施設の拡充

高度で先端的な研究を継続し、かつ格段に発展させるため、基盤となる研究施設や研究支援設備を更新・増強することにより研究インフラストラクチャの大幅な整備を行うとともに、高度に機能的な研究・実験棟を新営する。

2) 社会に開かれた研究・教育施設の整備

開かれた研究の場として国際的規模における共同研究の広範な展開を可能とするための施設、および、社会に開かれた教育の場として大学院における社会人プログラムや生涯教育を実施し、研究成果の社会還元を推進するための施設を整備する。

3) 国際的情報発信・交流拠点として必要な諸施設の整備

諸外国の大学や企業との学術・研究交流を活発に行うため、国際的情報発信・交流拠点として必要な諸施設を整備する。

4) 将来の研究・教育計画への対応

施設の整備にあたっては、将来にわたり関連部局のアカデミックプランが実現できるよう配慮する。

5) 環境重視型キャンパスの実現

恵まれた周囲の自然環境と十分に整合した景観を保持し、世界的水準の都市型研究教育サイトを設置するのにふさわしいキャンパスを実現する。

2. 方法

1) キャンパスのフレームワークの確立

各建物が全体としてキャンパスに統合的な秩序をもたらすよう、敷地の形状や正門の位置、2)の保存建物の

位置等を勘案し、附図B - 1 - aのとおり南北の軸を中心軸とする対称的な施設配置を外部空間を創出するための骨格として想定する。

2) 歴史的景観保全のための保存建物の指定

正門付近の前庭とあいまってキャンパスの中心的な外部空間を構成し、歴史的・建築的に優れた建物を、附図B - 1 - bのとおり指定し、その外観を最大限保存する。

3) 樹木の保存

恵まれた自然環境を活かしつつ、研究教育に潤いを与え、さらに周辺地域の環境保全にも資するため、キャンパス内の樹木を最大限保存する(附図B - 1 - c)。

4) 「ユニヴァーシティ広場」の設定

「開かれた大学」の理念を実現するための「ユニヴァーシティ広場」として、キャンパス内に外部空間(公共空地)を確保し、それを学生・教職員の憩いの場とするとともに、社会への情報発信の場とすべく、必要な整備を行う(附図B - 1 - d)。

3. 全体構想

1) 全体の配置

2の方法に基づき、キャンパス全体の施設配置を構想すると、附図B - 2のとおりとなる。

2) 計画限界面積

現行法規の基準に従うと、駒場キャンパスにおいて建築し得る建物の延床面積の限界値(計画限界面積)は、およそ198,000 m²(容積率202%)となる。

3) 実行最大面積

計画限界面積から建物の更新を常に可能とする余裕分の留保面積17,000 m²(計画限界面積の8.5%)を差し引き、実際に利用可能な延床面積の最大値(実行最大面積)をおよそ181,000 m²(容積率185%)とする。

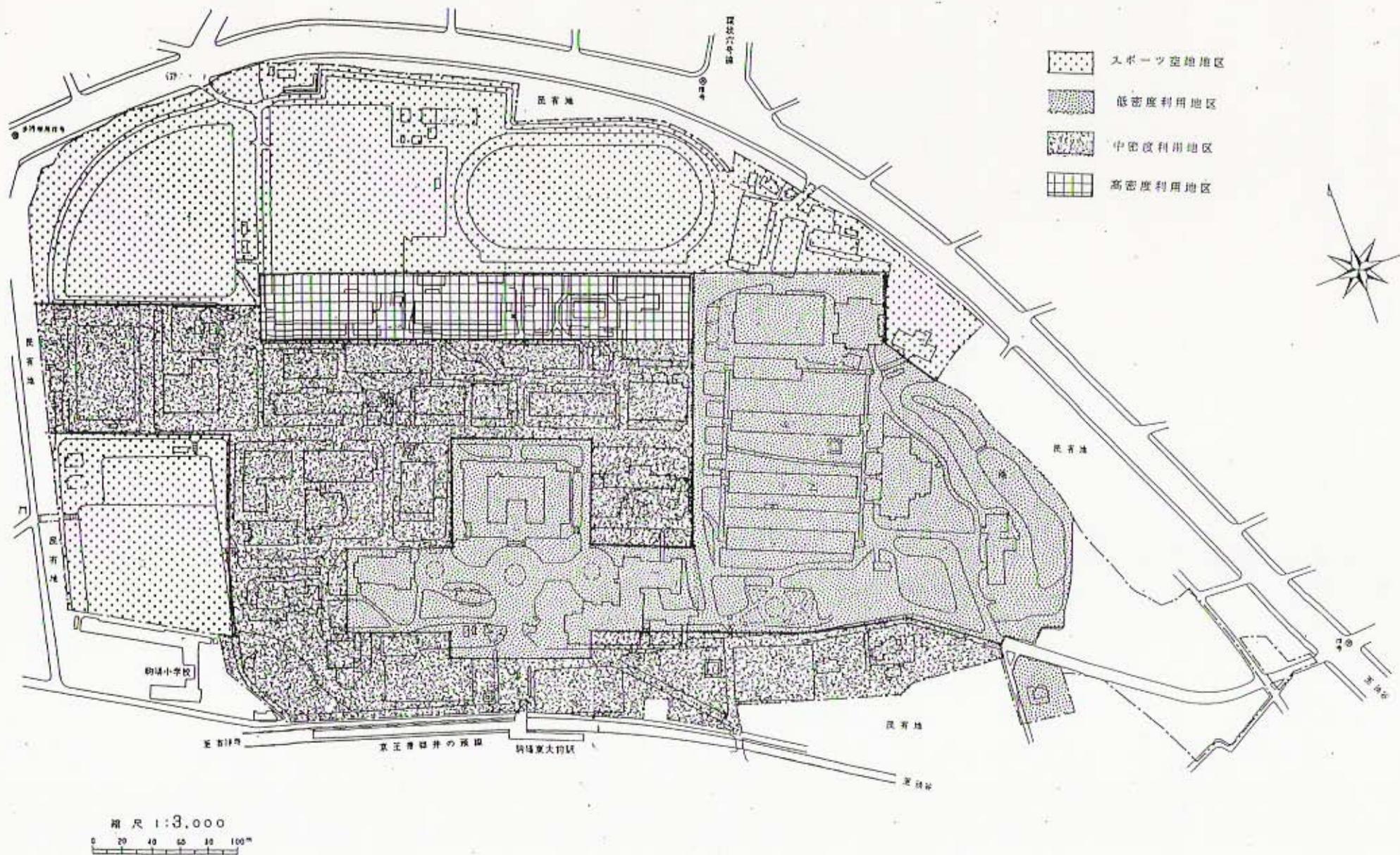
実施手続

1. キャンパス計画委員会駒場地区部会(以下「地区部会」という。)は、本要綱に則り、駒場キャンパスおよび駒場キャンパスそれぞれにつき、おおむね5年ごとに、関連の各部局(以下「各部局」という。)の建築計画を基とした具体的な「キャンパス整備計画概要」(以下「整備計画概要」という。)を策定する。

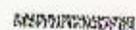
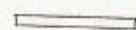
2. 各部局において、整備計画概要の基となった建築計画に実質的な変更を加え、またはそれとは別個の建築計画を進めようとするときは、本要綱および上記整備計画概要との適合性につき、地区部会の審議を経なければならない。ただし、緊急を要し、その時間的余裕のない場合は、総長の管理の下に、地区部会長がその適合性を確認し、必要に応じ適切な調整を行うものとする。
3. 第1項または第2項にいう各部局の建築計画を実施に移すにあたっては、地区部会に実施計画を提出し、その承認を得るものとする。ただし、小規模の建築計画であって全体の再開発計画に実質的な影響を及ぼさないことが明らかなものについては、この限りではない。
4. 第1項の整備計画概要が策定されるまでの間は、地区部会が、第2項および第3項に定める手続に準じ、各部局の建築計画につき本要綱との適合性を確認し、必要な承認を与えるものとする。
5. 地区部会は、前4項の作業を行うため、それぞれのキャンパスにつき部会を設けることができる。
6. キャンパス計画室は、第1項にいう地区部会による整備計画概要策定のため、おおむね5年ごとに、各部局の整備計画を調査し、整備計画概要の原案を準備するほか、以上のいずれに関しても、適宜、整備計画の立案・修正につき必要な助言を与えるものとする。
7. 共同利用施設の建築計画は、キャンパス計画室・施設部が、関連部局と調整して、その立案および実施にあたる。

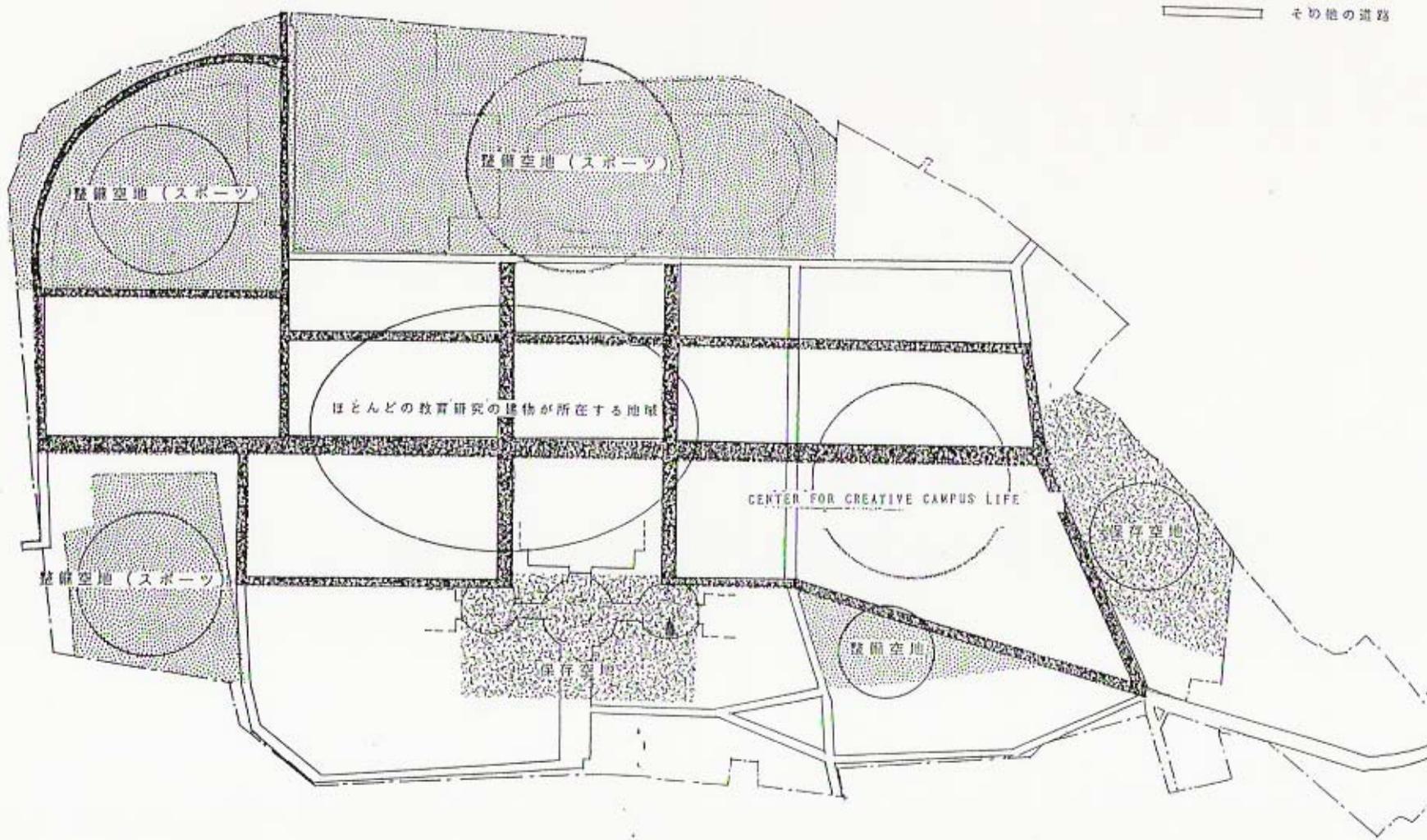
了解事項

本要綱にいう「駒場地区キャンパス」とは、「東京大学キャンパス計画の概要」(平成4年6月9日評議会採択)に示すとおり、駒場 および駒場 、または駒場 および六本木をいう。本要綱は、このうち、駒場 キャンパス および駒場 キャンパスにつき、その再開発・利用のための基本計画を定めるものである。



附図 A-3 利用密度による地区区分

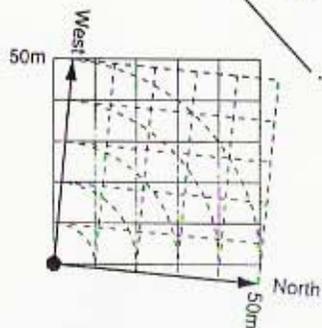
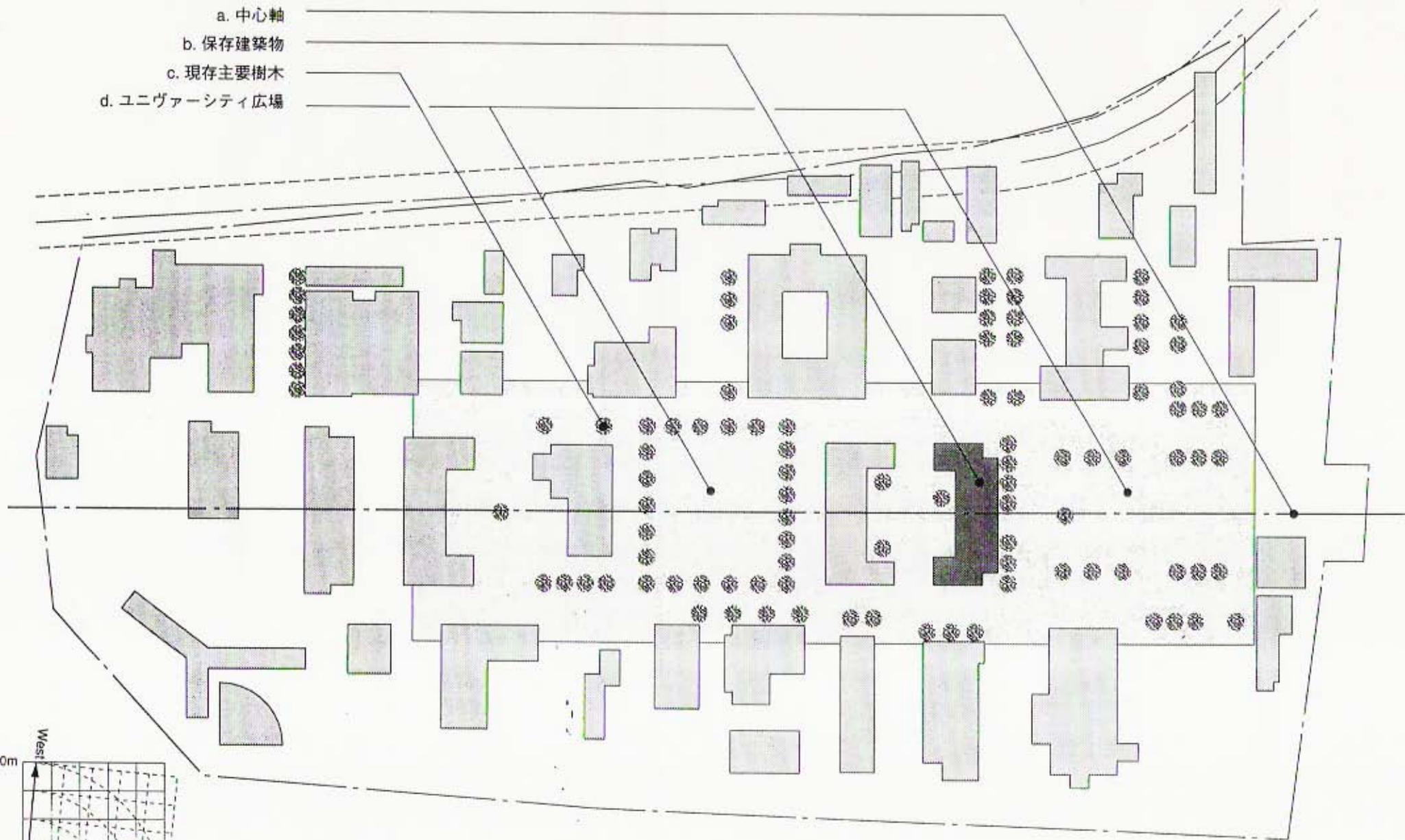
 緑道
 その他の道路



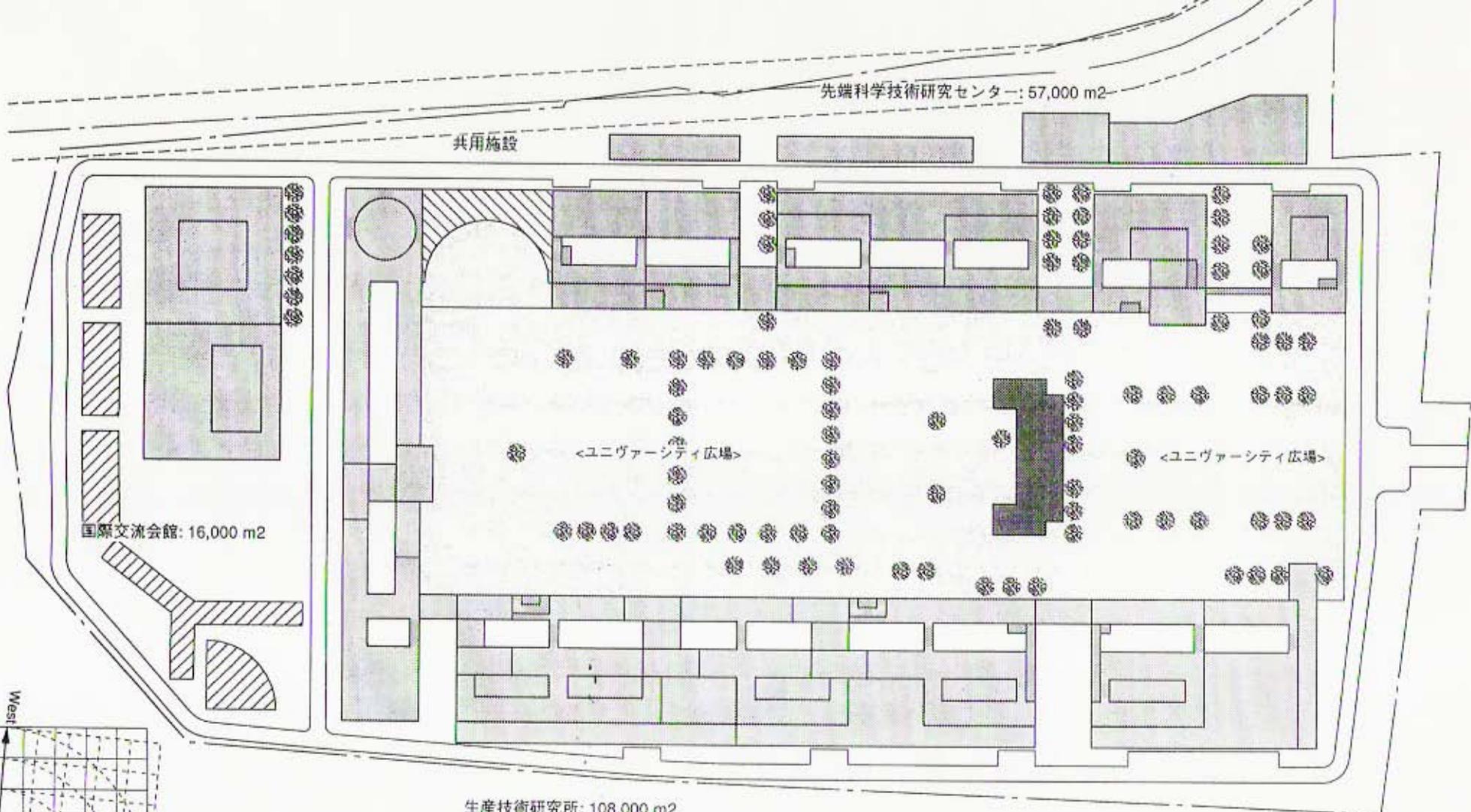
附図 A - 4 全体の配置

縮尺 1/3000

- a. 中心軸
- b. 保存建築物
- c. 現存主要樹木
- d. ユニヴァーシティ広場



附図 B-1 [方法] / 縮尺 1 : 1,500



駒場地区駒場 キャンパス 第2次整備計画概要

平成11年 2月 24日(第1次)

(駒場地区キャンパス整備委員会承認)

平成17年 2月 3日

(キャンパス計画委員会 駒場地区部会承認)

趣旨

- 1) 本概要は、「駒場地区キャンパス再開発・利用計画要綱(平成5年12月14日評議会承認、平成15年3月18日評議会改正)」(以下「要綱」という。)の第1項に基づき、関連部局の建築計画を統合・整理して、要綱に示す基本計画を実行に移すためのより具体的な計画を定めるものである。
- 2) 要綱が駒場 キャンパスについての目標とする、最先端の教育研究施設の整備、「開かれた大学」の実現、恵まれた自然環境の活用および合理的更新システムの確立を、教育研究活動を支障なく継続しつつ実現するためには、長期的な視野の下に計画を立てる必要がある。本概要では、そのような趣旨から、当面の数年間に限定せず、中長期的な期間にわたるキャンパス整備の計画を示している(整備計画)。
要綱の第1項によれば、駒場地区キャンパス整備計画概要は、おおむね5年ごとに策定されるべきものとされているが、その趣旨は、向こう5年間の計画を定めるというのではなく、整備計画を5年ごとに見直していくというものである。本概要は、このように5年ごとに修正・更新されていくべき整備計画概要の第2のバージョンに当たるため、「第2次」と称することとした。
- 3) 本概要では、各部局の建築計画を基に3段階に分けて設定した(段階別施設配置図)第1段階の計画は、現状において建築可能な敷地があるなど、物理的に直ちに実施可能なものであり、第2段階、第3段階の計画は、それぞれ前段階の建築の進行に伴い、実施が可能になるものである。
第2、第3段階に配置された計画も、前段階の計画がすべて実現しなければ実施できないというのではなく、その中には前段階の計画の一部が進行・実現すれば、実施可能となり、段階が繰り上がっていくものも含まれている。しかも、各部局の建築計画は、本来固定的なものではなく、アカデミック・プランの進展その他の事情の変化に応じ発展し、変更されていくべきものなので、本概要の実施に当たって、全体としての基本枠組は堅持しつつ、適宜柔軟に対処することが求められる。
- 4) 本概要では、既存建物の有効利用の観点から、改築が望まれる建物についても要綱に抵触しない範囲で、その改修を先行させている。改修に当たっては、耐震改修など既存不適格部分にとどまらず、質の高い改修が望まれる。その際、必要に応じて既存建物への一部増築も視野に入れることとする。

整備計画

1. 建物整備計画面積表

部局等名	基準面積等 (㎡) * 1	現有面積 (㎡) * 2	部局等要望面積 (新 築・改築・増築分) (㎡) * 3	備考
総合文化研究科・教養学部 (共通教育, アメリカ太平 洋地域研究センター含む)	88,400	73,800	10,000 12,000 7,000	第1段階(新築+改築+改修) コミュニケーションプラザの一部新 築(3,000㎡) ・実験教育棟新築(6,000㎡) ・ロッカー棟改築(1,000㎡) ・5号館改修 ・8号館改修 ・9号館改修 第2段階(新築+増築+改修) ・複雑系生命科学研究センター新築 (6,000㎡) ・総合研究棟増築(6,000㎡) ・105号館改修 ・学生会館食堂部分暫定改修 ・6号館暫定改修 第3段階(改築) ・教室棟改築(7,000㎡)
数理科学研究科	14,100	10,900	3,100	第1段階(増築) ・研究棟(600+2500㎡)
情報基盤センター	-	7,100 (17号館1,800含む)	-	
大学図書館	15,500	9,100 (書庫1,100含む)	7,000 5,000	第1段階(増築) 第2段階(増築)
大学講堂	4,300	800	-	
大学屋内運動場	5,900	5,300	6,000	第2段階(改築+改修) ・ヒューマン・ダイナミクス・システ ム研究センター改築(6,000㎡)(含 むトレーニング体育館改築) ・第2体育館改修
大学福利施設	5,100	4,200	7,000	第1段階(新築) コミュニケーションプラザの一部新 築(7000㎡)
大学保健管理施設	600	900	400	第1段階(増築) ・保健センター増築(400㎡)
大学課外活動施設	4,000	7,900	3,200 2,000	第1段階(新築) 第3段階(新築)
その他 * 4	8,100	14,000		
計	146,000	134,000	62,700	

* 1 : 基準面積等 = 基準面積 (平成16年5月1日現在の推計) + 現有基準特例面積 (寄付建物を含む)

* 2 : 現有面積は平成16年5月1日現在で現有建物面積 (寄付建物面積を含む) と建物整備中もしくは整備確
定済み事業の計とする。

* 3 : 部局等が要望している概算面積

* 4 : 一般管理施設、設備スペース等

2. 建物以外の整備計画

建物以外の整備に関しては、下記の事項に特に留意するものとする。

1) 近隣環境

周辺環境への配慮 キャンパス整備が周辺環境に及ぼす影響の理解と配慮
炊事門雨水流出対策 / 砂塵防止対策 (ラグビー場、第二グラウンド)

2) 交通計画並びに道路・広場

道路・広場 歩行者優先の空間の確保 / 雨水浸透対策 / 安全性・静謐性の確保 / サービス用車道の確保 / 駐車・駐輪スペースの確保 / 防災機能の充実 (広域避難場所対策) / 構内緑地資源の保護と総量の確保 / ユニバーサルデザイン (バリアフリー) / 保存空地の整備 (キャンパス東端の池周辺整備)

駐輪場 通勤・通学用は集約的に整備 / 構内移動用は分散整備

門・堀 地域との交流・開放性 / アプローチの利便性 / 防犯・管理 / 車の進入口・出口の確保

3) 運動施設

屋外運動施設 所要施設の維持・整備 (ラグビー場、第二グラウンドの全天候化) / 屋上利用等による敷地の効率的利用

4) エネルギー供給・給排水・廃棄物処理

エネルギー等供給 必要容量の確保 / 安定供給 / 省エネルギー対策 / 需要ピーク時のエネルギー供給対策

共同溝 建物・道路等の整備にあわせた拡充

排水 周辺都市下水整備との整合 / 構内排水系統整備 / 雨水浸透策 / 雨水再利用・中水道整備

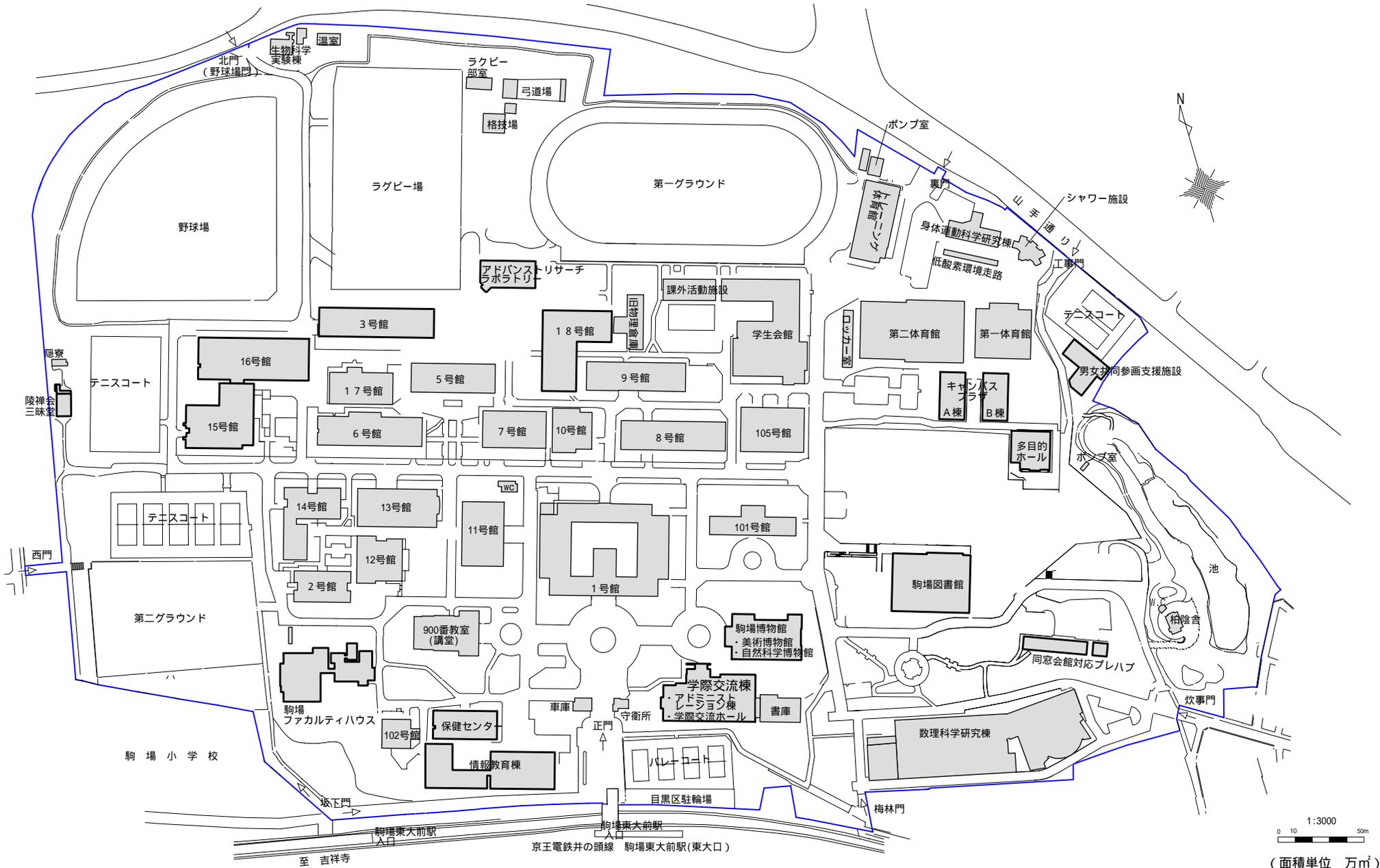
廃棄物処理 環境への配慮 / 徹底した分別回収とこれに対応する廃棄物置き場の整備 (改築、増築、改修時に必要に応じて新設) / リサイクルの徹底

5) 情報通信整備

情報システム 陳腐化防止・更新 / 発信機能の充実

6) 学習・教育・労働環境

学習・教育・労働への支援 留学生・外国人教師・共働き職員等の学習・勤労環境の支援

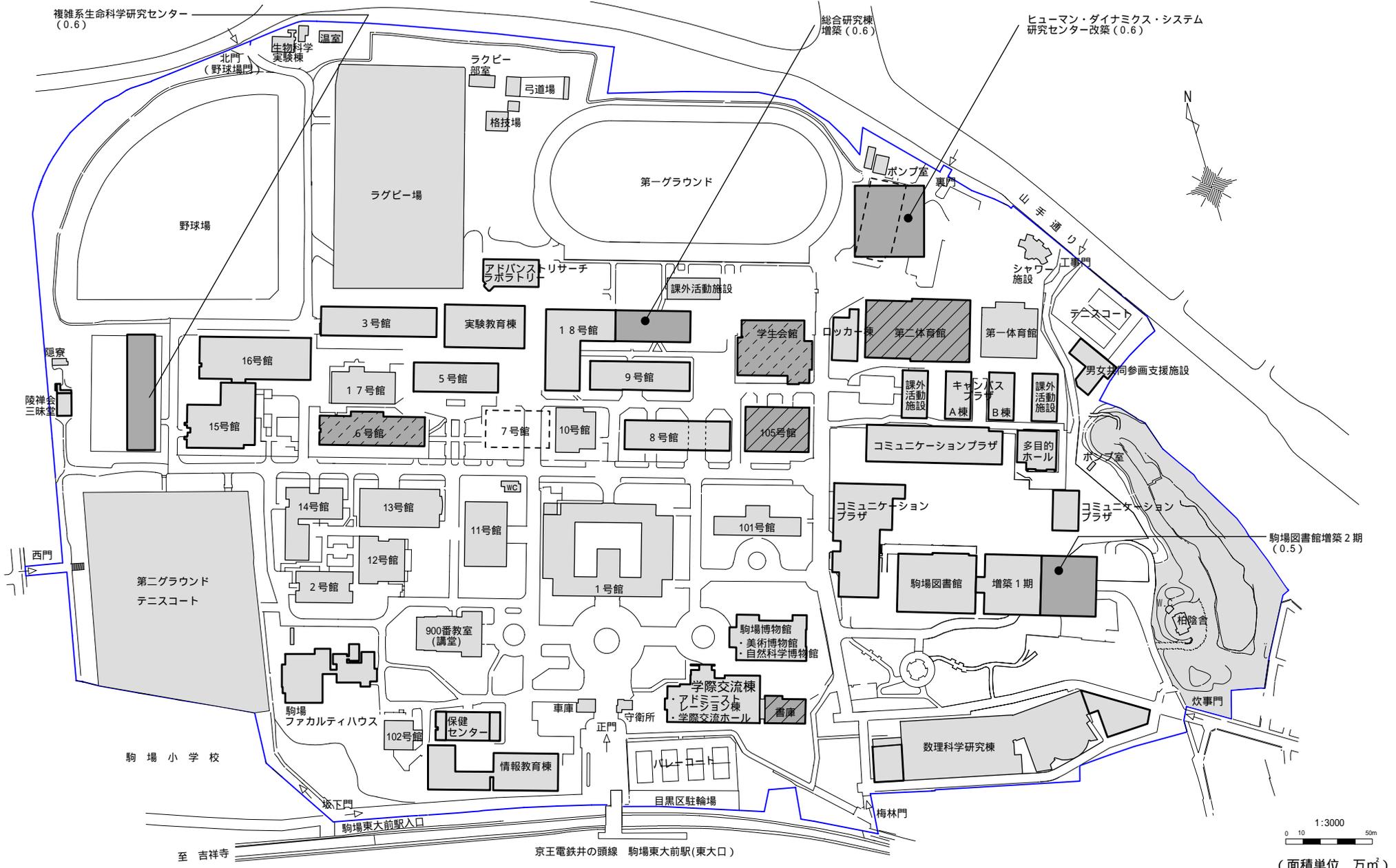


1:3000
0 10 50m
(面積単位 万㎡)

段階別施設配置図

1. 現状

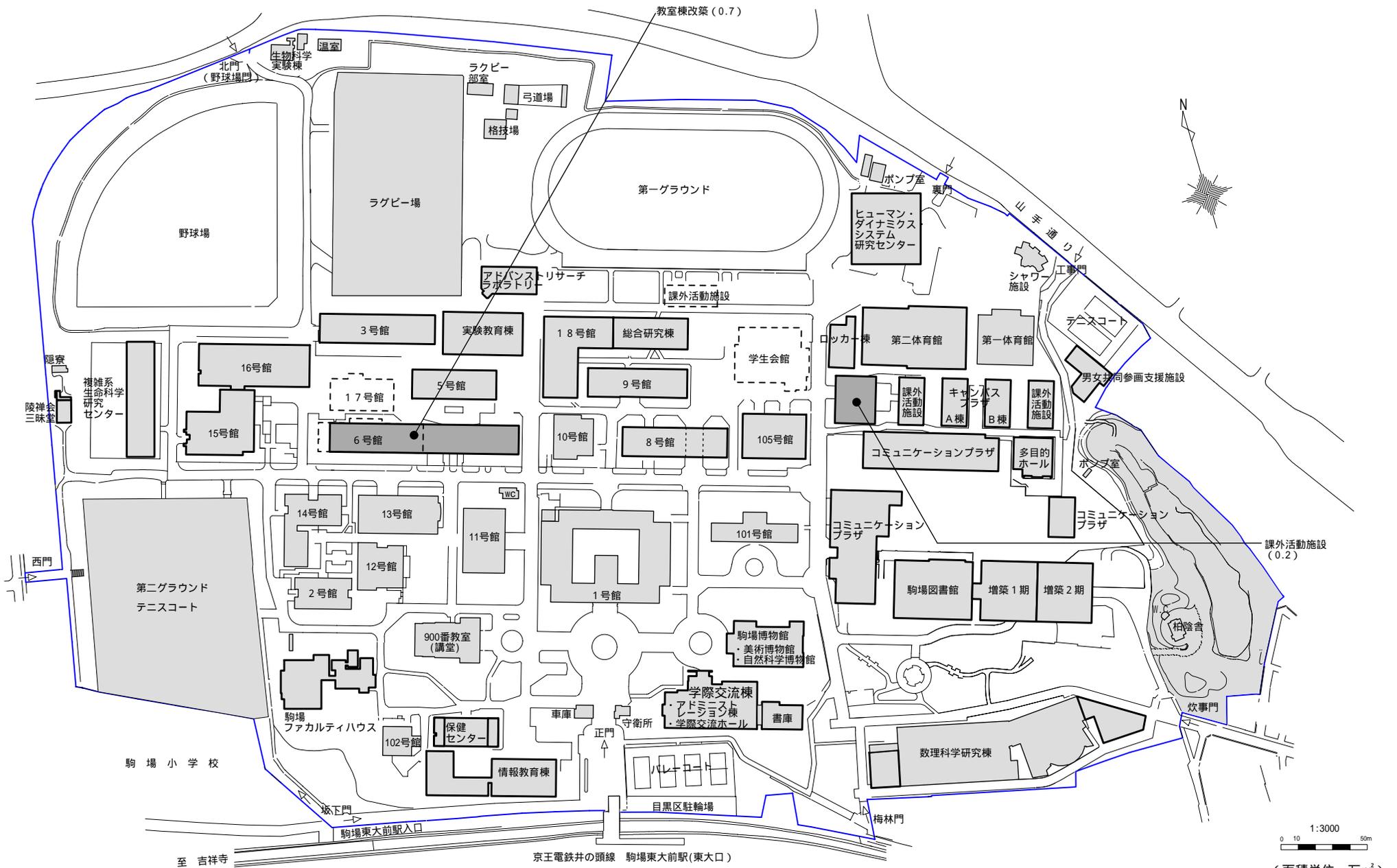
凡例	新築建物	空地整備	既存建物	取り壊し建物
	改修建物	整備済み空地	整備済み建物	
	暫定改修建物			



段階別施設配置図

3. 第2段階

- 凡例
- 新築建物
 - 空地整備
 - 既存建物
 - 取り壊し建物
 - 改修建物
 - 整備済み空地
 - 整備済み建物
 - 暫定改修建物



段階別施設配置図

4. 第3段階

- 凡例
- 新築建物
 - 空地整備
 - 既存建物
 - 取り壊し建物
 - 改修建物
 - 整備済み空地
 - 整備済み建物
 - 暫定改修建物

駒場地区駒場 キャンパス 第3次整備計画概要

平成 6年 7月14日(第1次)

(駒場地区キャンパス整備委員会承認)

平成11年 2月24日(第2次)

(駒場地区キャンパス整備委員会承認)

平成17年 2月 3日

(キャンパス計画委員会 駒場地区部会承認)

I. 趣旨

- 1) 本概要は、「駒場地区キャンパス再開発・利用計画要綱(平成5年12月14日評議会承認、平成15年3月18日評議会改正)」(以下「要綱」という。)の第1項に基づき、同「了解事項」の前提の下に、関連部局である生産技術研究所、先端科学技術研究センター、その後 両部局に関連の深い組織として新設された、国際・産学共同研究センター、駒場オープンラボラトリー、及び共通施設である国際交流会館の建築計画を総合・整理して、要綱に示す基本計画を実行に移すための、より具体的な計画を定めるものである。
- 2) 要綱が目標とする駒場 キャンパスの、高度で先端的な研究施設を具備し、社会にも国際的にも開かれた大学を実現するためには、駒場 キャンパスの特殊性に配慮して計画を進める必要がある。ここにいう特殊性とは即ち、キャンパスの整備にあたって生産技術研究所の移転とそれを可能ならしめる先端科学技術研究センターの全面的な再配置を要する点である。本概要は中長期にわたる計画を示すが、特にこの移転を伴う第1段階の計画(以下「第1期計画」という。)を速やかに完了する必要がある。ついで、第1段階後のアカデミックプランに対応するものを第2段階として順次計画を進めていく。これを第2期計画と称する。

II. 整備計画

1. 第1期建物整備計画

第1期計画の延床面積は、要綱 B.3に示されている全体構想のうち、以下のとおりとする。

生産技術研究所 82,000 m² (うち 55,000 m² は竣工または着工済)

先端科学技術研究センター 42,000 m² (うち 19,000 m² は竣工済)

国際・産学共同研究センター 5,000 m² (竣工済)

駒場オープンラボラトリー 4,000 m² (竣工済)

なお、これらとは別に、国際交流会館(宿舍)は、全体で16,000 m² (うち 3,500 m² は竣工済)の計画とする。これを、要綱附図 B-1に対応して示すと、本概要附図1に示すものとなる。本計画は前述の趣旨に沿って、計画着手後数年以内に完了することを期する。

ただし、第1期建物整備計画の実現に向け、当面の間、要綱に示される撤去予定建物である14号館は暫定的に改修のうえ利用できるものとする。改修に当たっては、耐震改修など既存不適格部分にとどまらず、質の高い改修が望まれる。その際、必要に応じて既存建物への一部増築も視野に入れることとする。

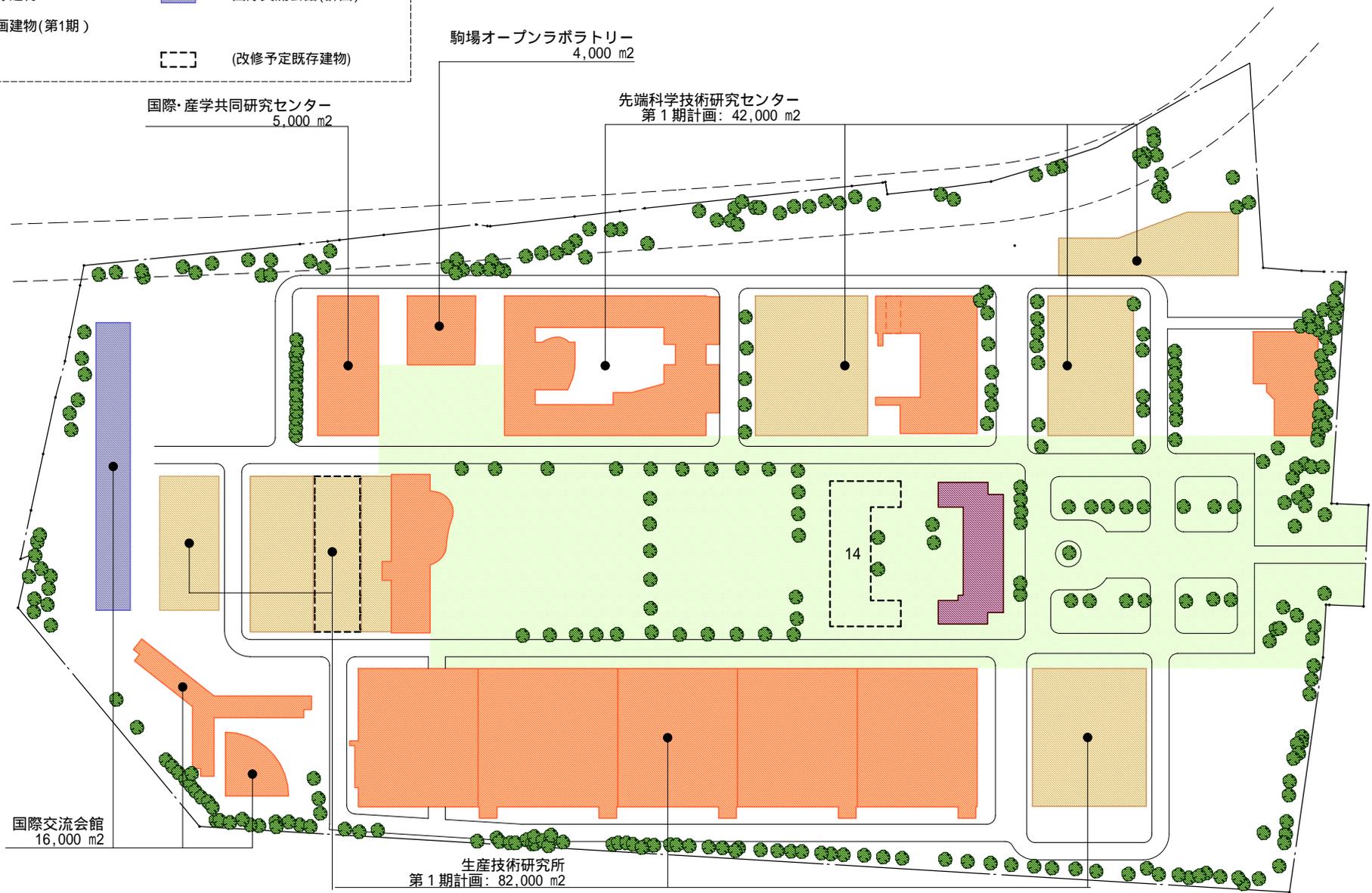
2. 第2期建物整備計画

第2期計画の延床面積は、以下のとおりである。これを附図2に示す。

生産技術研究所 20,000 m²

先端科学技術研究センター 12,000 m²

- 凡例
- 保存建物
 - 既存建物
 - 計画建物(第1期)
 - ユニバーシティ広場
 - 国際交流会館(計画)
 - (改修予定既存建物)



S=1:2000

付図1: 第1期計画施設配置図



S=1:2000

付図3：駒場 キャンパス利用概況